

令和5年12月26日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第34号

～ 本号掲載内容 ～

- 1 持続可能な権利擁護支援モデル事業取組報告会を開催しました
- 2 意思決定支援にかかる各ガイドライン共通の研修資料を活用ください！
- 3 都道府県交流会の報告
- 4 その他
- 5 K-ねっと Q&A



1. 持続可能な権利擁護支援モデル事業取組報告会を開催しました

● 報告会の開催概要 ●

令和5年10月27日に、オンラインにて開催しました。市町村・都道府県、中核機関、社会福祉協議会、社会福祉法人の皆様など1,000名を超えるご参加をいただき、誠にありがとうございました。

当日は、持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組を進めている4つの自治体から実践報告をしていただきました。

都道府県からは、「テーマ①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」を実施している静岡県、京都府より実践報告をいただきました。

静岡県の取組に参画の社会福祉法人からは、法人としての強みを活かして後見人育成ができることが参画のきっかけだったとお話いただき、取組の効果としては、法人の専門職が（後見人として）相談支援の取組を通じてスキルアップできること、小さな市町においても専門職が孤立せず、地域の中でネットワークを展開できることに期待しているとのことでした。

京都府からは、京都府社会福祉協議会が法人後見を受任し、被後見人への日常的な支援は市町村社協が府社協から受託して行う取組の枠組みについてご説明いただきました。

市町村からは、「テーマ②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」を実施している大阪府八尾市、高知県黒潮町、福岡県大川市より実践報告をいただきました。

各自治体の地域資源等に応じて、取組を進められています。参加者からは、利用料の設定や人員体制についてのご質問、多様な担い手の参画に関するご意見などがありました。

「モデル事業実施自治体が抱えている課題と同じような課題を感じている」、「全国の他の自治体での新しい取組を知ることができてよかった」というアンケートを多数いただきました。

モデル事業実施自治体等連絡会のご案内

モデル事業に興味、関心のある自治体・中核機関・社会福祉協議会等の皆様は、モデル事業実施自治体等連絡会等を行っている「モデル事業実施自治体等連絡会」（オンライン開催）にご参加いただくことができます。参加希望の方は、成年後見制度利用促進室へご連絡ください。

2.意思決定支援にかかる各ガイドライン共通の研修資料を活用ください！

LIFE ～意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を、整理した研修資料を作成しました。

意思決定支援を行うにあたり知っておきたいこと、そのポイント、実践と原則など「意思決定支援」に共通する基本的な考え方や実践方法など、意思決定を行う「本人」と本人に関わる支援者の皆さんのために構成された研修資料です。

分野を超えて、意思決定支援研修をはじめその他の研修に組み込んでいただくなど、意思決定支援の浸透のために、是非ご活用ください。



「成年後見はやわかり」ポータルサイトで研修動画が視聴でき、資料もダウンロードができます。ポータルサイト内「成年後見人等のみなさまへ」→「意思決定支援について総合的に学ぼう」内（資料ダウンロードURL）

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2023/09/20230908_2.pdf

（動画視聴URL）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c358/>

～資料の一部を紹介します～



3. 都道府県交流会の報告

令和4年度にスタートした都道府県交流会には、本年度も多くの都道府県、都道府県社協の担当者、都道府県が設置した専門アドバイザー等が参加されています。

今回は、第5回～第7回の交流会のプログラムと、第6回「専門職との連携について」の報告をご紹介します。

【都道府県交流会プログラム一覧】

○第5回 テーマ「市民後見人の養成・法人後見の実施団体の養成・担い手育成の方針の策定」

実践報告：新潟県 / 東京都

○第6回 テーマ「専門職との連携について」

実践報告：日本弁護士連合会 / 成年後見センター・リーガルサポート / 日本社会福祉士会

○第7回 テーマ「意思決定支援の浸透のための取組」

実践報告：宮城県 / 金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 中 恵美氏

令和5年10月11日に開催された第6回都道府県交流会では、「専門職との連携について」をテーマに、K-ねっとアドバイザーの日本弁護士連合会 堀江佳史氏（和歌山弁護士会）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 岩屋口智栄氏、公益社団法人日本社会福祉士会 星野美子氏からご報告いただきました。

弁護士との連携について

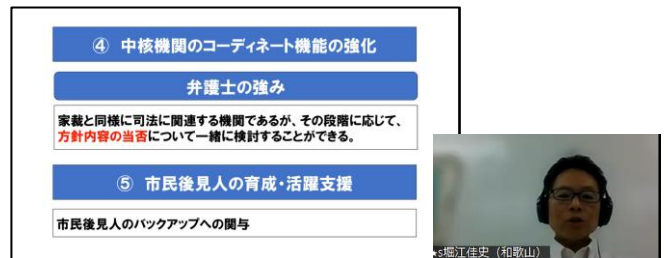
堀江氏からは、第二期成年後見制度利用促進基本計画において弁護士・弁護士会に求められていることや都道府県との連携についてお話をいただきました。

1つ目は、権利擁護支援チームへの参加について、後見人等には、支援チームの一員としてケース検討会議等への参加が求められているが、慣れていない弁護士もいるため、自治体や中核機関、福祉関係者から積極的に声をかけていただきたいとお話がありました。また、ケース検討において弁護士の助言を得る仕組みとして、法テラス和歌山のモデル事業「ケース会議支援制度」を紹介いただきました。

2つ目は、都道府県が設置する専門アドバイザーとしての役割です。和歌山県では、弁護士や司法書士、社会福祉士、市町村職員、市町村社協職員が専門アドバイザーとして設置されており、和歌山県が主催する圏域別意見交換会にも和歌山弁護士会が協力し

ています。意見交換会では、専門職数名で作成した事例を題材に、権利擁護支援が必要な場面について話し合いが行われました。家庭裁判所も参加し、市町村 や中核機関の職員との関係性の構築につながったこと、また、家庭裁判所に対して、日常生活自立支援事業等成年後見制度以外の社会資源や虐待対応の仕組みを共有する機会となったそうです。

3つ目に、後見人等の受任イメージの共有に向けて、普段から裁判所と関わりがある弁護士・弁護士会を、家庭裁判所との連携を深める接点として活用してほしいとお話をいただきました。




4つ目に、中核機関のコーディネート機能の強化においても、弁護士の強味として家庭裁判所は中立的立場から一般的な助言にとどまることも多いと思うが、弁護士は内容の当否に踏み込んだ助言をすることができることを活かして、権利擁護支援の方針検討や受任調整の検討・協議において助言ができるほか、市民後見人の育成・活躍支援のバックアップにも関与ができるとお話がありました。

最後に、市町村が弁護士・弁護士会と連携する際に、都道府県によるバックアップ支援が重要であることに言及されました。裁判所との連携強化、市町村や都道府県をまたぐケース対応、首長申立てや報酬助成等を、一緒に考えていくことができるので、ぜひ弁護士・弁護士会を活用してほしいとお話をいただきました。

司法書士との連携について

岩屋口氏からは、「司法書士・司法書士会との連携について」お話をいただきました。

1. リーガルサポートの紹介
2. リーガルサポート会員と司法書士との違い
3. 司法書士後見人の特性
4. 横浜市中核機関『よこはま成年後見推進センター』との関わり
5. 候補者調整会議で受任することになった案件
6. 最後に皆さんへのお願い



リーガルサポートは、司法書士会とは別の団体として後見人等の養成と指導監督を行う団体であり、後見人等の選任者数としては専門職として最も多いとの説明がありました。

司法書士の後見人等の特性として、特に、不動産に関する業務が得意であるため、不動産に関わる課題のある事例を担当することが多く、また、家賃の滞納や少額の借金を抱える方を担当することも多いとのお話がありました。

岩屋口氏が所属するリーガルサポート神奈川県支部は、横浜市中核機関に立ち上げ時から関わっているそうです。中核機関の立ち上げは、同じ規模感の自治体を参考に進めるとよいとアドバイスをいただきました。

次に、岩屋口氏が実際に、候補者受任調整会議を経て受任した80代独居高齢者の事例の紹介をいただきました。自分の意見を強く持つ本人と信頼関係を構築するための声掛けの具体例や、行政や地域包括支援センター等と連携しながら支援しているお話をいただきました。

都道府県担当者をお願いしたいこととして、権利擁護支援は、後見人等が選任されたら終わりではな

く、後見人等はあくまでもチームの一員であり、市町村担当者も一緒にチームとなって支援をしていくように働きかけをしてほしい、また、行政内の縦割が見受けられることから、庁内連携の構築をお願いしたいとお話されていました。あわせて、専門職に声をかけづらいという話を聞くが、リーガルサポートでは、成年後見制度利用促進について公益社団法人としての事業計画にも明記し、会員全体で取り組んでいるので気軽に声をかけていただきたいとのことでした。

社会福祉士との連携について

最後に、星野氏から「専門職との連携について～社会福祉士・社会福祉士会の取り組み～」についてお話をいただきました。

社会福祉士会では成年後見制度利用促進法の施行に伴い厚生労働省から調査研究事業を受託し、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」等を作成されています。第二期計画の前から、成年後見制度の利用の手前で、権利擁護支援に関する検討が地域で十分行われていなかったことに課題を感じ、専門職が後見人になる前からしっかり関わる必要性があると考えていたとのお話がありました。


また、社会福祉士の専門性として、実践を踏まえて意思決定支援への理解を本人や周囲の関係者に伝達すること、そして本人主体の支援方針の検討を促進することを挙げ、その専門性が活用されるためには、社会福祉士は後見制度が必要と判断された後から関わるのではなく、早期の相談の段階から第三者的・客観的立場で関わることで、制度につながった後にも定期的にモニタリングを行う際に、方針の変更の検討を促していくことが必要とのお話がありました。

社会福祉士（会）が地域と共有したいこと

社会福祉士の専門性は、実践を踏まえて意思決定支援への理解を本人や周囲の関係者に伝達すること、そして本人主体で支援の方針を検討することを促進することと考える。

その専門性が活用されるためには、後見制度が必要と判断された後から関わるのではなく、早期の相談の段階から第三者的・客観的立場で関わることで重要。

また、制度につながった後にも定期的にモニタリングを行う際に、方針の変更の検討を促していくことが必要。



星野氏が、中核機関の支援検討会議のアドバイザーとして参加する際に、緊急対応の必要性、成年後見制度の利用だけでなく地域で権利擁護支援を検討していくようにバックアップをしていく視点、後見人等の選任は手段であり目的ではないこと、本人の意思や思いを尊重した支援のあり方を伝えているとのお話をいただきました。

都道府県担当者をお願いしたいこととして、持続可能な権利擁護支援はどうあるべきか、個別の事例への対応だけでなく地域課題として捉え直してほしい。後見人等の受任や候補者の推薦だけでなく、あらゆる権利擁護支援の検討の場に声をかけてほしい、とのお話をいただきました。

以上のご報告を受けて、受講者からは、専門職との連携により、個別事例の支援方針が多角的に検討できるようになるだけでなく、権利擁護支援体制の構築にもつなげていくことができるという点について理解が深まったなどの意見が聞かれました。

グループワークの中では、専門職との連携について、各都道府県の取り組み状況を共有し、意見交換を行いました。他地域の取り組みも参考になるとの声が多かったです。



4. その他

「後見人等への意思決定支援研修」の開催について

- 開催日時：令和6年1月28日（日） 13：20～17：00
- 受講対象者：親族後見人・市民後見人・市区町村職員・中核機関職員・都道府県職員
関係団体職員・意思決定支援に関わる関係者

- 開催方法：オンライン開催（Zoom）
- 定員：500名（先着順）
- プログラム

13：00～ 入室開始
13：20～13：25 オリエンテーション
13：25～13：30 挨拶

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

13：30～16：45 講義・演習

【講師】

日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士 水島 俊彦 氏
金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 中 恵美 氏
Facilitation studio Faces 代表 大瀧 英樹 氏

16：45～17：00 まとめ

- 申込方法：受講を希望の方は、令和6年1月12日までに専用のホームページよりお申し込みください。
令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修申込サイト

（申込URL） <https://koken2023.choju-kenshu.or.jp/decision/>

（申込QRコード）

- 事務局連絡先：〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1 KDX西新橋ビル
一般財団法人長寿社会開発センター 地域包括ケア・介護研修部
TEL：03-5470-6752（平日9時30分～17時）
E-mail：koken3@nenrin.or.jp



・意思決定支援の基本的な考え方
・意思決定と代行決定支援
・後見事務における意思決定支援
・各種意思決定支援等にかかるガイドラインなどについて学びます。

5. K-ねっと Q&A

K-ねっとには、日々、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆さまから、様々な相談が寄せられています。その中から、問い合わせの多い質問とその回答についてQ&Aとして紹介します。

Q 権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

A 権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益と考えます。たとえば金融機関は、何度も通帳をなくしたり、窓口で頻繁に問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。こうした取組は福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらおう上で有効と考えます。

Q 養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

A 自治体、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の間で、市民後見人の受任が適しているケースや家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有することや、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージについて認識を共有することも取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職後見人から市民後見人に交代するリレー方式などの選択肢も含めた検討ができるよう、自治体、中核機関が専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整のしくみづくりを行っていくことも、市民後見人が受任できる機会を増やしていくことにつながると考えます。

厚生労働省のホームページ（成年後見制度利用促進）では、次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進専門家会議について（会議開催の状況、提出資料など）
- 施策の実施状況、取組状況調査結果
- 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等（令和3年3月以降）



厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索

K-ねっと事務局（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）

TEL 03-3580-1755（受付時間：月～金 9:30～17:30） E-MAIL k-net@shakyo.or.jp